

令和 8 年度台湾現地における観光・食・物産が一体となった
誘客プロモーション業務
業 務 仕 様 書

1 業務の目的

2025 年の訪日外国人旅行者数は、42,683,600 人と過去最高を記録し、2026 年も引き続き堅調に推移している。

その中でも、リピーター率や地方への訪問意向率が高く、東アジアでも特に訪日外国人旅行者が多い台湾については、三重県観光連盟としても積極的に誘客の取組を行ってきたところである。

観光庁が行ったインバウンド消費動向調査（2024 年）の結果によると、訪日台湾人旅行者が「訪日前に期待していたこと（複数回答）」の第 1 位は「日本食を食べること（74.7%）」第 2 位は「ショッピング（64.0%）」であり、台湾からの誘客プロモーションにおいて食と物産は重要なコンテンツである。

そこで、本事業では FIT に向けた観光・食・物産が一体となった誘客プロモーションとして、台湾現地での飲食店等と連携したフェアやメディア等向けイベントの実施等を行うことで、台湾における三重県の認知度向上及び来訪意欲の喚起を図るものである。

2 契約期間

契約締結の日から令和 9 年 3 月 19 日（金）まで

3 業務内容

観光・食・物産が一体となった誘客プロモーションについて具体的な業務内容は、以下（1）～（5）のとおりである。

（1）飲食店等と連携したフェアの開催

- ・三重県フェア（仮称、以下フェアという）を開催し、「伊勢茶」など三重県食材を使用したメニューの提供や県内観光地や食、物産の魅力が一体となった情報発信を行うこと。なお、フェアの開催については、以下の業務を行うこと。
- ・「伊勢茶」の取扱いのある、または今後取扱いの見込がある飲食店、カフェ、現地百貨店、高級スーパー等の開催場所を選定し、フェアを開催すること。また、開催場所については台北市内の集客力および情報発信力の高い場所かつ三重県への誘客に結び付く客層に適した店舗を提案すること。
- ・フェアの開催時期は三重県への誘客に適切な時期を踏まえ提案すること。なお、フェアの開催期間は 1 か月程度とする。
- ・開催場所・店舗及び時期については、三重県観光連盟と協議の上決定すること。

- ・提供するメニューについては、「伊勢茶」を使用した２種類以上のメニュー提供することを必須とし、さらに「伊勢茶」に限らず三重県食材を使用した１種類以上のメニューを提供すること。使用する茶は、伊勢茶 100%であること。なお、メニュー提供に必要な食材の調達などは受託者において行い、食材費含む費用一式も負担すること。
- ・フェアの開催にあたって、インポーターの手配やインポーターとの調整、輸出入手続き等が必要となる場合は対応すること。
- ・フェア期間中は飲食店などの店内が三重県の観光地・食・物産の魅力を感じられる空間となるよう装飾やモニター設置、パンフレットの配架などを施すこと。なお、配架するパンフレットは三重県観光連盟から提供するものとする。
- ・その他、フェア開催場所に係る調整、必要な届け出の提出手続きなどフェア開催に必要なとなる一切の業務を行うこと。
- ・フェア来場者にアンケートを実施し、フェアの満足度や三重県への来訪意欲等を調査すること。アンケート内容については原案を作成したうえで三重県観光連盟と協議の上、決定すること。なお、回答者数は３００人以上を目指すこと。
- ・アンケート回答率を高めるため、三重県に関連するノベルティの製作・配付等の工夫を行うこと。なお、店舗スタッフとの連携や、卓上 POP への QR コード配置、SNS 連動など、確実な回収に資する具体的なオペレーション方法を提案すること。また、ノベルティの製作・配付等に必要な費用は受託者の負担とする。
- ・茶摘み体験や利き茶体験など三重県内で体験できる伊勢茶に関するコンテンツを PR すること。

提案にあたっての留意事項

以下については可能な限り具体的な提案を行うこと。

- ・場所・店舗、フェアの開催時期、提供メニュー、装飾等イメージといったフェアの具体的な内容について
- ・アンケートの回収率を高めるためのノベルティ、アンケートの回収に資するオペレーション方法について

（２）フェア及び三重県の観光・食・物産の魅力に係る情報発信

- ・フェアの来場者増や三重県の観光・食・物産の魅力をおこなうため、インフルエンサーや現地メディアなども活用しながら、フェアの周知を行うこと。
- ・フェアに来場し、三重県メニューを注文した方に抽選で特別感のある三重県産品をプレゼントする等のキャンペーンを実施し、話題性の創出と来場者増に努めること。

提案にあたっての留意事項

- ・フェアの周知方法等については可能な限り具体的な提案を行うこと。

(3) メディア等向けイベントの開催

フェアによる情報発信をより効果的に行うとともに、三重県への誘客につなげるため、フェアの期間中に現地メディア・インフルエンサー等を対象としたイベントを開催・運営すること。

【イベントの概要（予定）】

日時：フェア期間中（回数は1回以上、時間は2時間から3時間程度で実施）

場所：フェア開催場所もしくはその付近の会場

- ・イベントの開催場所及び時期については、三重県観光連盟と協議の上決定すること。
- ・イベントの構成は、観光情報に関するセミナー、試食会、参加者アンケートの3部構成を想定する。
- ・セミナーに必要な資料を作成すること。
- ・セミナーの内容は県内観光地や食、物産の魅力を感じられるものとし、特に「伊勢茶」を関連させたものとする。
- ・イベント招待者のリストアップ、招待状の作成・発送、出席者のとりまとめを行うこと。なお、招待者は現地メディア、台湾で影響力のあるインフルエンサー等の出席者を20名程度にて想定すること。
- ・本イベントや三重県の魅力に係る記事掲載やSNS投稿をイベント参加の条件とすること。
- ・イベント全体を通して司会進行などを行う通訳（日本語⇄中国語（繁体字）通訳の経験が豊富でかつ語学レベルの高い者）1名を配置すること。
- ・試食会で提供するメニューについては、（1）飲食店等と連携したフェアで提供するメニューを活用してもよいものとする。
- ・イベントの開催に必要となる、受付業務、物品の搬入、設営、撤去、搬出、スタッフの配置、飲食物の提供、その他一切の業務を実施できる体制を構築すること。
- ・招待者分の県産品のお土産を手配すること。
- ・招待者全員にメディア用、インフルエンサー用で別にしたアンケートを実施し、イベントの満足度、来県意向などを調査すること。なお、アンケートの回収率は8割以上を目指すこと。
- ・アンケート内容については原案を作成したうえで三重県観光連盟と協議の上、決定すること。

提案にあたっての留意事項

- ・提案するメディア・インフルエンサーについては発行部数、フォロワー数、リーチ数等を明記すること。

(4) 効果測定等

- ・フェアやメディア・インフルエンサー等向けイベントに関するSNS上の投稿について、発信回数、発信に対するリーチ数やエンゲージメント（いいね、リツイート、コメント等）など、プロモーションの効果が測定できる指標に関する情報を収集すること。
- ・アンケート結果やプロモーション効果が測定できる指標や各分析ツール（Google アナリティクス、各 SNS インサイト等）の活用を基にフェアやイベントの前後での三重県の知名度向上や訪問意欲に関する変化の分析を行うこと。その分析結果に応じて、今後の台湾市場における効果的な情報発信の方向性、潜在層へのアプローチにおける課題および次年度以降の改善提案を網羅したレポートを作成・提出すること。

(5) その他

- ・各事業の企画や実施、スケジュールについて三重県観光連盟と協議のうえ決定すること。
- ・上記以外で本県の認知度・魅力度向上及びインバウンド誘客拡大に資する効果的な取組について、予算の範囲内で実施可能なものがあれば、独自に提案すること。
- ・事業を実施するうえで十分な運営体制を構築すること。
- ・事業を計画的かつ効率的に実施できる体制、スケジュールとすること。
- ・三重県観光連盟等の関係機関との連絡、調整が迅速に行える体制とすること。
- ・本仕様書に定めのない事項及び事業実施にあたって疑義が生じた場合は、三重県観光連盟と協議し、その指示に従うこと。

4 報告書

本業務終了後、以下のとおり、委託業務に係る報告書を紙媒体（2部）及び電子データにより提出すること。

(1) 報告書記載事項

① 「3 業務内容」の実施内容および結果

※ 「(4) 効果測定等」に関しては、契約期間全体を総括して報告すること。

② 上記の他、三重県観光連盟が指示したもの

(2) 納品期限 令和9年3月19日（金）

(3) 納品場所 三重県観光連盟

5 監督及び検査

契約条項の定めるところによる。

6 その他

(1) 業務実施の条件

受託者は、委託業務の実施に当たっては、随時、実施内容を三重県観光連盟と協議しながら進めるものとし、その他この仕様書に明示されていない事項又は業務上疑義が生じた場合は、両者協議により業務を進める。上記の協議の結果、提案内容と業務実施内容が異なることとなる場合がある。

受託者は、本業務の進捗及び事業費執行の状況について、業務監督職員の求めがあった場合には、速やかに経過報告書を提出するものとする。

三重県観光連盟との連絡調整、報告は、日本語により行うこと。企画提案及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ることとし、支払先も日本国内の銀行等の口座に限る。

(2) 業務遂行

本業務の円滑かつ効率的な進捗を図るため、受託者は業務監督職員と密接な連携を図りつつ、業務の運営や事務処理等の作業を主体的に進めるものとする。

(3) 再委託

契約にあたり、原則として再委託は認めない。ただし、契約業務の一部を委託する場合について、三重県観光連盟の承諾を得た場合はこの限りではない。

7 担当部局等

〒514-0009 三重県津市羽所町700 アスト津2階

公益社団法人三重県観光連盟 担当 中川

電 話：059-224-5904 ファクシミリ：059-224-5905

Email：nakagawa@kankomie.or.jp

以 上